

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年5月から55年8月までのうちの1か月
年金を1か月だけ納付するとA団体の住宅融資の枠が増えるという話を聞いたので、B市C区役所に行き、その場で1か月分の国民年金保険料を納付した。間違いなく同区役所の窓口で、1か月分の保険料を現金で納付しており、年金手帳も受け取った。納付した時期ははっきりしないが、申立期間のうちの1か月について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期ははっきり覚えていないが、年金を1か月だけ納付するとA団体の住宅融資の枠が増えるという話を聞き、C区役所に出向いてその場で1か月の国民年金保険料を納付し、年金手帳も受け取ったと具体的に主張しているところ、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和54年12月頃に同区で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていること、ii) 申立期間当時、夫は厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間は任意加入対象期間となり、申立人の申出により1か月だけ国民年金に加入し保険料の納付を行うことは可能であったこと、iii) 夫名義ではあるものの56年6月24日にA団体と住宅資金の貸借契約が行われていることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

また、前述の国民年金手帳記号番号払出簿の申立人に係る備考欄には、記号番号が取り消されたことを示す「55 取消」のゴム印が押されているものの、払出しが行われた昭和54年12月当時、上記のとおり申立人は任意加入対象者であったことから、申出により資格取得及び喪失が行われるため、資格取消とされる理由は見当たらない上、申立人が任意加入手続を行いながら、1か月の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、納付した1か月の保険料額は3,000円か4,000円ぐらいだったとしているところ、申立人に国民年金手帳記号番号の払出しが行われた昭和54年12月当時の保険料額は3,300円であることから、ほぼ一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和54年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知厚生年金 事案5816

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成19年8月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年3月から20年10月まで
② 平成15年7月15日
③ 平成15年12月15日
④ 平成16年7月15日
⑤ 平成16年12月10日
⑥ 平成17年7月15日
⑦ 平成17年12月15日
⑧ 平成18年7月14日
⑨ 平成18年12月15日
⑩ 平成19年7月13日
⑪ 平成19年12月14日
⑫ 平成20年7月15日

ねんきん定期便によると、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額が、給与明細書の総支給額よりも低い記録になっているので、実際の支給額に対応した標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成19年8月について、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間において、36万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せ

ざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①のうち、平成10年12月、11年6月、13年8月から同年10月まで、同年12月、14年3月、同年5月、同年6月、同年9月、15年1月、同年3月、同年6月、同年8月、16年3月、同年5月から同年8月まで、同年10月から19年7月まで及び同年9月から20年10月までについて、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人の当該期間に係る給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給与明細書等に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

申立期間①のうち、平成13年11月、14年1月、同年2月、同年4月、同年7月、同年8月、15年7月、16年4月及び同年9月については、申立人は、給与明細書等の給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料を所持していない上、A社は、当該期間当時の資料は無く、厚生年金保険の取扱いについては不明と回答しているものの、上記のとおり、前後の期間に係る給与明細書等で確認できる保険料控除額の状況、及び当該期間とその前後の期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が同額であることから、当該期間についても、申立人は、前後の期間に係る給与明細書等で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたものと考えられる。

申立期間①のうち、平成6年3月から10年11月まで、11年1月から同年5月まで、同年7月から13年7月まで、14年10月から同年12月まで、15年2月、同年4月、同年5月及び同年9月から16年2月までについて、上記の期間と同様に当該期間に係る給与明細書等の給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は無く、A社の複数の同僚からも当該期間に係る給与明細書の提出がないことから、当該期間における同社の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人と同時期に入社した複数の同僚の標準報酬月額は、申立人の資格取得時の標準報酬月額及びその後の額の推移において特段の差異は認められず、申立人の標準報酬月額のみが不自

然とされる状況はうかがえない。

このほか、申立期間①のうち、平成19年8月を除く期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①のうち、平成19年8月を除く期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②、④、及び⑥から⑫までについて、申立人が保管していた賞与明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人の当該期間に係る賞与支給額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額よりも高額であることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該賞与明細書等の保険料控除額に見合う標準賞与額が、オンライン記録の標準賞与額を超えていないことが確認できる。

- 4 申立期間③及び⑤について、A社は、「申立期間当時の賃金台帳は無い。しかし、支給した賞与額より低い額を標準賞与額として届け出た時期があった。その場合には、届け出た標準賞与額に基づいて保険料を控除していた。」と回答している。

また、A社の複数の同僚に照会しても、当時の賞与明細書を所持しておらず、当該期間における同社の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同時期に入社した複数の同僚の標準賞与額は、申立人の当該期間に係る標準賞与額と比較しても特段の差異は認められず、申立人の標準賞与額のみが不自然とされる状況はうかがえない。

- 5 このほか、申立期間②から⑫までについて、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②から⑫までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5817

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和54年9月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月25日から同年10月1日まで
A社本社から同社B支店に異動した際の厚生年金保険の記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事資料（異動履歴）、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び同社からの回答、並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和54年9月25日に同社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和54年10月の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの資格取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案5818

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月1日

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の記録が無いことが分かった。

給与明細書により、申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された給与明細書控により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、26万円に訂正する必要がある。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間①及び②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、66万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年8月及び同年9月
② 平成14年8月及び同年9月
③ 平成18年11月30日

申立期間①及び②については、ねんきん定期便の納付額が給与支給明細書の厚生年金保険料の控除額より低い額であり、申立期間③については、賞与額から厚生年金保険料が控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、28万円及び26万円の標準報酬月額に見合う総支給金額が支給され、26万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

申立期間②については、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②において申立人の給与から、届け出ている標準報酬月額に見合う保険料より過大な保険料を控除したことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③については、平成18年11月30日に支給された賞与に係る賞与支給明細書により、申立人は、66万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間③当時に事務手続をしていなかったとして届出を行い、厚生年金保険料の納付も行っていない旨回答していることから、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、昭和60年10月から61年5月までは30万円、同年6月は26万円、同年7月から62年4月まで及び同年6月から同年9月までは30万円、同年10月から平成元年12月までは26万円、2年1月から3年8月までは32万円、同年9月は30万円、同年10月から4年8月までは32万円、同年9月は41万円、申立期間②のうち、9年10月から10年12月までは38万円、11年1月は34万円、同年2月から15年3月までは38万円、同年4月及び同年5月は47万円、同年6月は44万円、同年7月は47万円、同年8月は32万円、同年9月及び同年10月は44万円、同年11月は34万円、同年12月及び16年1月は41万円、同年2月及び同年3月は47万円、同年4月は50万円、同年5月は38万円、同年6月及び同年7月は47万円、同年8月は41万円、同年9月は50万円、同年10月は38万円、同年11月は44万円、同年12月は47万円、17年1月は36万円、同年2月は47万円、同年3月は44万円、同年5月は41万円、同年6月は47万円、同年7月は50万円、同年8月は44万円、同年9月から同年12月までは47万円、18年1月は41万円、同年2月から同年12月までは47万円、19年1月は44万円、同年2月から同年7月までは47万円、同年8月から20年12月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年10月から平成4年9月まで
② 平成9年10月から20年12月まで

ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額の厚生年金保険料納付額と私が所持している給与明細書の厚生年金保険料控除額が異なっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②のうち、昭和60年10月から62年4月まで、同年6月から平成4年9月まで、9年10月から17年3月まで及び同年5月から20年12月までについては、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期

間においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える支給総額の支払を受け、オンライン記録を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は支給総額から、昭和60年10月から61年5月までは30万円、同年6月は26万円、同年7月から62年4月まで及び同年6月から同年9月までは30万円、同年10月から平成元年12月までは26万円、2年1月から3年8月までは32万円、同年9月は30万円、同年10月から4年8月までは32万円、同年9月は41万円、9年10月から10年12月までは38万円、11年1月は34万円、同年2月から15年3月までは38万円、同年4月及び同年5月は47万円、同年6月は44万円、同年7月は47万円、同年8月は32万円、同年9月及び同年10月は44万円、同年11月は34万円、同年12月及び16年1月は41万円、同年2月及び同年3月は47万円、同年4月は50万円、同年5月は38万円、同年6月及び同年7月は47万円、同年8月は41万円、同年9月は50万円、同年10月は38万円、同年11月は44万円、同年12月は47万円、17年1月は36万円、同年2月は47万円、同年3月は44万円、同年5月は41万円、同年6月は47万円、同年7月は50万円、同年8月は44万円、同年9月から同年12月までは47万円、18年1月は41万円、同年2月から同年12月までは47万円、19年1月は44万円、同年2月から同年7月までは47万円、同年8月から20年12月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、資料が無く不明としているが、申立人の給与明細書において確認できる保険料控除額又は支給総額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和62年5月及び申立期間②のうち、平成17年4月については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額又は支給総額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額に係る記録については、＜標準報酬月額＞（別紙一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②から⑪までに係る標準賞与額に係る記録については、＜標準賞与額＞（別紙一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月から20年3月まで
② 平成15年7月25日
③ 平成15年12月25日
④ 平成16年7月23日
⑤ 平成16年12月20日
⑥ 平成17年7月25日
⑦ 平成17年12月22日
⑧ 平成18年7月25日
⑨ 平成18年12月25日
⑩ 平成19年7月25日
⑪ 平成19年12月25日

昨年の「ねんきん定期便」で内容を確認したところ、月々もらっている給与額と厚生年金保険料額が著しく異なっていた。また、賞与をもらったが記録が無い。申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成10年4月から11年4月までの期間、同年11月から12年11月までの期間、13年1月から14年3月までの期間、同年5月、同年7月から17年7月までの期間、同年9月から19年10月までの期間及び20年1月

から同年3月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、当該期間において22万円から41万円の標準報酬月額に見合う総支給額を支給され、28万円から38万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び給与総支給額から、〈標準報酬月額〉（別紙一覧表参照）とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成11年5月から同年10月までの期間、12年12月、14年4月、同年6月、17年8月、19年11月及び同年12月については、申立人から提出された前後の期間の給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び複数の同僚の給与支給明細書から確認できる当該期間に係る保険料控除額の推移から判断すると、申立人は、〈標準報酬月額〉（別紙一覧表参照）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、申立人の申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、資料が無く不明としているが、申立人の給与支給明細書において確認又は推認できる保険料控除額又は給与総支給額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ており、その結果、社会保険事務所は、申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から⑪までについては、申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、当該期間において24万4,000円から41万2,000円の標準賞与額に見合う賞与を支給され、24万4,000円から39万3,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与支給明細書において

確認できる保険料控除額又は賞与額から、〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

標準報酬月額

申立期間		標準報酬月額
平成10年	4月	28万円
	5月	26万円
	6月	28万円
	7月	28万円
	8月	26万円
	9月	26万円
	10月	28万円
	11月	28万円
	12月	28万円
平成11年	1月	24万円
	2月	26万円
	3月	28万円
	4月	28万円
	5月	28万円
	6月	28万円
	7月	28万円
	8月	28万円
	9月	28万円
	10月	28万円
	11月	28万円
	12月	28万円
平成12年	1月	28万円
	2月	28万円
	3月	28万円
	4月	28万円
	5月	28万円
	6月	28万円
	7月	28万円
	8月	28万円
	9月	28万円
	10月	28万円
	11月	28万円
	12月	28万円
平成13年	1月	22万円
	2月	28万円
	3月	28万円
	4月	28万円
	5月	26万円
	6月	28万円
	7月	28万円
	8月	28万円
	9月	28万円
	10月	28万円
	11月	28万円
	12月	28万円
平成14年	1月	28万円
	2月	28万円
	3月	28万円
	4月	28万円
	5月	26万円
	6月	28万円
	7月	24万円
	8月	28万円
	9月	26万円
	10月	22万円

申立期間		標準報酬月額
平成14年	11月	26万円
	12月	28万円
平成15年	1月	26万円
	2月	26万円
	3月	26万円
	4月	24万円
	5月	24万円
	6月	24万円
	7月	24万円
	8月	24万円
	9月	24万円
	10月	28万円
	11月	26万円
	12月	24万円
平成16年	1月	26万円
	2月	24万円
	3月	24万円
	4月	28万円
	5月	28万円
	6月	28万円
	7月	28万円
	8月	28万円
	9月	28万円
	10月	34万円
	11月	38万円
	12月	36万円
平成17年	1月	38万円
	2月	38万円
	3月	34万円
	4月	36万円
	5月	38万円
	6月	36万円
	7月	38万円
	8月	38万円
	9月	28万円
	10月	30万円
	11月	34万円
	12月	28万円
平成18年	1月	36万円
	2月	28万円
	3月	36万円
	4月	36万円
	5月	34万円
	6月	34万円
	7月	34万円
	8月	32万円
	9月	34万円
	10月	28万円
	11月	32万円
	12月	36万円
平成19年	1月	32万円
	2月	30万円
	3月	32万円
	4月	34万円
	5月	32万円

申立期間		標準報酬月額
平成19年	6月	34万円
	7月	30万円
	8月	32万円
	9月	36万円
	10月	30万円
	11月	36万円
	12月	36万円
平成20年	1月	26万円
	2月	28万円
	3月	24万円

標準賞与額

申立期間	標準賞与額
平成15年7月25日	39万 2,000円
平成15年12月25日	24万 4,000円
平成16年7月23日	39万 2,000円
平成16年12月20日	38万 3,000円
平成17年7月25日	38万 3,000円
平成17年12月22日	37万 3,000円
平成18年7月25日	34万 1,000円
平成18年12月25日	39万 3,000円
平成19年7月25日	39万 3,000円
平成19年12月25日	39万 3,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、事業主が第3種被保険者として届出を行ったと認められることから、申立期間の被保険者種別に係る記録を第3種被保険者に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月12日から同年4月1日まで

私は、申立期間において炭鉱で坑内員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、申立期間において第1種被保険者であったとされている。

申立期間について、厚生年金保険の第3種被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA炭鉱で坑内員として勤務していたことが認められる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額等級は、事務職、営業職等非坑内員である第1種被保険者を上回り、坑内員である第3種被保険者と比べても同等以上であることが確認できる。

さらに、被保険者名簿によると、申立人の資格取得月及びその翌月に被保険者資格を取得している同僚6人の被保険者種別欄は、いずれも申立人と同様に空欄となっており、このうち3人は、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）（以下「被保険者台帳」という。）では、第3種被保険者と記録されている上、当該3人のうち、申立人と同日に被保険者資格を取得している2人の被保険者台帳によると、被保険者種別が第1種被保険者から第3種被保険者に訂正された経緯が確認できることから、社会保険事務所（当時）における年金記録に係る管理及び処理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、社会保険事務所に、申立人が第3種被保険者として厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を行ったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成19年3月は24万円、同年4月は30万円、同年5月は22万円、同年6月は28万円、同年7月は26万円、同年8月は22万円、同年9月は28万円、同年10月から同年12月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月から同年12月まで

ねんきん定期便の記録のうち、A社での標準報酬月額が平成19年3月から同年8月までは15万円、同年9月から同年12月までは16万円と記載されているが、給与明細一覧を確認すると、申立期間については24万円から29万7,000円の給与を得ているので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細一覧により、申立人は、申立期間において、22万円から30万円の支給合計額を支給され、平成19年3月は24万円、同年4月は30万円、同年5月は22万円、同年6月は28万円、同年7月は26万円、同年8月は22万円、同年9月及び10月は28万円、同年11月及び同年12月は26万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細一覧において

確認できる保険料控除額から、平成19年3月は24万円、同年4月は30万円、同年5月は22万円、同年6月は28万円、同年7月は26万円、同年8月は22万円、同年9月は28万円、同年11月及び同年12月は26万円とし、給与明細一覧において確認できる支給合計額から、同年10月は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間については、給与明細一覧において確認できる保険料控除額又は支給合計額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月から同年12月まで

平成19年1月にA社に入社した。前回の申立ての際に申立てできなかった期間についても、給与の支給合計額と標準報酬月額の記録が違っているので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は26万円とされているが、申立人から提出された給与明細一覧により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間について、給与明細一覧において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を40万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月26日

A社で支給された役員賞与のうち、平成17年9月支給分が、賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。このため、申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月1日から35年10月1日まで
申立期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金をもらった覚えは無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で管理されている女性14人（全員）のうち、申立人の被保険者資格喪失日（昭和35年10月1日）の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性6人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録がある者は1人と少ないことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に勤務したB社における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人は、「B社は、高校の紹介で、卒業と同時に最初に勤務した会社であり、よく覚えている。」と述べており、申立人が、申立期間の前の勤務期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月17日から28年4月21日まで

脱退手当金が支払われたとする時期には、出産のため家を空けていた。脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年2か月後の昭和29年6月24日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、支給日の約8か月前に婚姻し改姓しているにもかかわらず、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険被保険者台帳索引票の氏名はいずれも旧姓のままであり、氏名変更がなされていないことから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすることとされているが、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

加えて、申立人の脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と大きく相違しており、不自然、不合理である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年5月8日から30年11月1日まで
② 昭和30年11月1日から36年12月1日まで

脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年6か月後の昭和38年6月19日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の最初の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人がこれを失念するとは考え難い。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の申立人の氏名は、いずれも誤った氏名で記載されており、申立人が脱退手当金の請求手続を自ら又は委任するとしても自分の氏名を間違えるとは考え難く、その後も訂正した形跡は見当たらない。

加えて、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と254円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

愛知国民年金 事案 2917

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月

申立期間は結婚した月だったので、夫が夫自身の分と一緒に私の国民年金の加入手続及び保険料納付をA市B区役所で行ってくれた。申立期間は夫の保険料は納付済みとされている。

保険料を納付したことが分かるものは無いが、納付のあったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が夫自身の分と一緒に申立人の国民年金加入手続及び保険料を納付してくれたとしているが、夫は、自身の保険料が納付済みとされているので、一緒に申立人の分も行ったと思うが、よく覚えていないとしており、加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、オンライン記録同様、申立人は、昭和58年4月1日に強制加入者として取得した国民年金被保険者資格を59年6月11日に厚生年金保険被保険者資格取得に伴い喪失しており、その後、再び国民年金被保険者資格を取得したのは、厚生年金保険被保険者資格を喪失した62年4月11日ではなく、夫が厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人が第3号被保険者となった同年5月21日とされていることから、申立期間は国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人と同じ会社を同じ時期に退職した夫は、申立期間の国民年金保険料は納付済みとされているところ、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても、申立人とは異なり、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和62年4月11日に国民年金被保険者資格を取得していること

が確認でき、申立期間は国民年金の加入期間となることから、夫の保険料が納付済みであることをもって、申立人の保険料が納付されていたと推認することはできない。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿によると、昭和62年4月*日の婚姻による申立人の氏名及び住所変更が行われたのは、同年10月16日とされているところ、夫が申立期間の保険料を納付したのは、それ以前の同年8月29日とされていることから、夫が申立期間について自身の保険料と一緒に申立人の保険料も納付したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月及び同年8月

申立期間は、夫が失業していたので国民年金に加入するようにと市役所の職員から言われたため、昭和54年8月に夫が私の分と一緒にA市役所B出張所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、私が同年8月に同出張所で2か月分の保険料として1万7,000円ぐらいを納付した覚えがあるので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年8月に夫が夫婦の国民年金の加入手続を一緒に行ったとしているところ、国民年金受付処理簿及びオンライン記録によると、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、国民年金の加入手続が行われたのは、前後の手帳記号番号の被保険者の資格取得状況から、同年8月頃と推認でき、これらについては申立人の記憶と符合しており、その被保険者資格取得日は同年7月30日、喪失日は同年9月1日とされている。このことから、申立期間の保険料については、現年度保険料として納付することが可能であった。

しかしながら、申立人は、国民年金の加入手続をした後に自宅に郵送されてきた納付書により、申立期間の保険料をA市役所B出張所で納付したとしているが、同市によると、同出張所では保険料収納業務は行っていなかったとしていることから、申立人の主張とは相違する。

また、申立人は、申立期間については、夫婦の保険料として、一人当たり1万7,000円ぐらいを納付した覚えがあるとしているが、申立期間に係る保険料

額は、一人当たり 6,600 円となることから、申立人が納付したとする保険料額とは乖離^{かいり}している。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)によると、申立期間については「納付書送付」との記載があり、翌年度以降に過年度納付書が送付されていたことが確認できることから、少なくとも現年度においては未納であったこととなる上、申立人は遡って保険料を納付したことはないとしていることから、当該納付書により過年度納付したとも推認し難い。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録同様、申立期間は未納とされており、夫も申立期間は未納とされている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から6年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月から6年3月まで

申立期間は、学生であり、国民年金の加入手続きを行い、その後、間もなくして、免除申請を行った。学校を卒業後、父親から「追納しなければ、将来困る。」と聞いたので、働き始めた平成6年4月か同年6月に、父親からお金を借りたか私の通帳から現金を下ろして、A市役所で保険料を追納した。申立期間について国民年金保険料を追納したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を追納したとする当時、A市に居住していたとしており、同市役所窓口において追納の申込みを行い、まとまった金額を一括して追納したとしている。

しかしながら、申立人は、追納した保険料の金額を具体的に覚えておらず、保険料の工面方法についての記憶も曖昧であり、申立人によれば、追納を勧めたとする父親は、追納を勧めた記憶はあるものの、保険料を融通したかどうかは覚えていないとしていることから、追納状況の詳細は不明である。

また、申立人が申立期間の保険料を追納したとする当時であれば、追納の申込みが行われた場合、通常はオンライン記録に追納の申込みの記録が残ることとなるが、この記録は無く、申立人が追納の申込みを行った形跡も見当たらない。

さらに、追納に係る保険料は、国庫金となるため、市役所で納付することはできず、A市に照会しても、追納の保険料を受け取るようなことはなかったと考えられるとしている。

加えて、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間は全て申請免除期間とされており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を追納していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私は、大学院修了後勤め始め、親の扶養から離れたので、昭和54年4月から同年5月にA市で国民年金に加入した。年金手帳の受領及び保険料の納付金額は覚えていないものの、定期的に納付書に現金を添えて同市役所で申立期間の国民年金保険料を納付したと思う。領収書は無いが、申立期間が未加入及び未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年4月から同年5月にA市で国民年金加入手続きを行い、定期的に納付書に現金を添えて同市役所で申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人は、加入手続き時期をよく覚えていないとしているほか、加入後の年金手帳の受領、申立期間の保険料の納付時期、納付周期、納付金額等については記憶に無いとしていることから、加入手続き及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、A市においても申立人が国民年金に加入していた記録は存在しないなど、申立人が国民年金に加入していた事実を確認できない。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から50年3月まで

私は、学校卒業後、家業を手伝っていた。私が20歳（昭和45年*月）になってから、家業や家計の管理をしていた祖母が私の国民年金の加入手続を行い、自宅に来た集金人に母親と妻の分と一緒に私の国民年金保険料を納付していた。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする祖母は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録、国民年金手帳払出控及び国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年2月にA市B区に払い出されており、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得年月日から、申立人の加入手続は同年4月頃に行われたものとみられ、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を遡って20歳到達時である45年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは同市の国民年金被保険者名簿の資格取得年月日欄に「45 **」、資格取得事由欄に「モレシヤ」と記載されていることとも符合する。

さらに、前述の加入手続時期を基準とすると、申立期間については、特例納付、過年度納付及び現年度納付を利用して保険料を納付することは可能であったものの、A市では集金人（国民年金推進員）は特例納付及び過年度保険料を

取り扱っていなかったとしており、申立期間のうち、昭和45年12月から49年3月までの期間は集金人に保険料を納付することはできない上、申立人及びその妻は祖母が夫婦の申立期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いとしている。申立期間のうち、同年4月から50年3月までの期間は、集金人に保険料を納付することが可能であったものの、一緒に保険料を納付していたとする妻も当該期間は未納とされている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年3月まで

私は、会社を退職する都度、A市B区役所で国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間については、申請免除とされているが、私は、免除申請の手続きを行った記憶は無く、金融機関で保険料を納付していたはずである。申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は納付書により毎月又は数か月分を郵便局で納付したとしているところ、申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額はよく覚えていないとしていることから、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間の保険料について免除申請手続きを行った記憶は無いとしているところ、オンライン記録の免除記録欄を見ると、1段目に「該当/申請 昭61.7.15 始期-終期 昭61.4-昭62.3 処理年月日 昭61.9.9 種別 全」、2段目に「該当/申請 昭60.7.30 始期-終期 昭60.4-昭61.3 処理年月日 昭60.12.3 種別 全」と記録されていることが確認できる。このことから、申立期間のうち昭和60年度の免除申請手続きは昭和60年7月30日、61年度の免除申請手続きは61年7月15日に行われたものとみられる上、A市の国民年金被保険者名簿、国民年金保険料検認状況一覧票及び国民年金情報検索システムのいずれにおいても申立期間は申請免除とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

さらに、申請免除承認期間において保険料を納付した場合、保険料は過誤納

保険料となり、申立人に対して還付されることとなるが、申立期間における保険料が還付されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から50年3月まで

私は、5人兄弟の末っ子として生まれ、婚姻（昭和54年5月）まで両親と同居し、18歳から両親が経営する会社の社員として勤務し、20歳になった時に母親がA市B区で国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料は、給料から毎月天引きされていた。両親が自宅で会社を経営していた関係上、両親はじめ兄弟全員が国民年金に加入し、母親が家族全員の保険料を集金人に納付していた。私だけ申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡していることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区で義姉と連番で払い出されており、申立人及びその義姉の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得状況から昭和50年4月頃に行われ、その際に資格取得日を遡って申立人は、20歳到達時である48年*月*日、同様に義姉も20歳到達時である46年*月*日（平成21年8月14日に厚生年金保険被保険者期間が判明したため、昭和49年3月1日に訂正されている。）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立人及びその義姉とも申立期間のうち48年6月から49年3月までの期間は過年度納付が、同年4月から50年3月までの期間は現年度納付が可能であった。しかしながら、申立人は、母親が家族全員の保険料を集金人に納付していたとしており、i) 同市では、集

金人は過年度保険料を取り扱っていなかったとしていることから、母親は、申立期間のうち過年度納付が可能な48年6月から49年3月までの保険料を集金人に納付することはできないこと、ii) 昭和49年度の保険料を現年度納付する場合、加入手続が行われた時期の50年4月中にまとめて1年分納付しなければならないが、申立人は母親が申立期間の保険料を集金人にまとめて納付した記憶は無いとしていること、iii) 申立期間当時、公簿において申立人と同じ住所とされ、申立人の国民年金手帳記号番号と連番で払い出されている義姉の納付記録を見ると、申立人と同様、申立期間のうち現年度納付が可能であった期間については未納とされており、義姉は、加入手続は義母が行ってくれたと思うが、加入後の保険料については、同年4月から夫の分と一緒に集金人に納付を開始したとしていることから、母親が申立人の申立期間の保険料を家族全員の分と一緒に集金人に納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年3月まで

会社退職(平成5年3月末)後、母親がA市B区役所で私の国民年金の加
入手続を行い、納付書により金融機関で国民年金保険料を毎月納付していた
と聞いている。納付したことを証明するものは無いが、申立期間の保険料が
未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険
料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、加入手続時期
及び加入手続後に交付される年金手帳の受領については覚えておらず、申立期
間の保険料の納付時期及び納付金額についても覚えていないとしていること
から、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明であ
る。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の
国民年金手帳記号番号は、平成7年8月7日にA市で払い出されており、同市
の申立人の国民年金被保険者名簿の作成日(同年5月16日)から、申立人の
加入手続は、同年5月頃に行われ、この加入手続に際し、資格取得日を遡って
申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年4月12日(10年5月26
日に厚生年金保険被保険者資格喪失日と相違することが判明したため7年4
月1日に訂正されている。)とする事務処理が行われたものとみられる。この
資格取得日は、同市の国民年金被保険者名簿に記載されている資格取得日(10
年4月28日に7年4月1日に訂正されている。)とも一致する。

さらに、オンライン記録によると、申立期間に係る国民年金被保険者資格取
得日(平成5年4月1日)及び資格喪失日(6年4月4日)は10年5月26

日に追加処理されたものであることが確認できる。このことは、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録(1)の「被保険者となった日又は被保険者の種別等の変更があった日」欄の1段目の上部余白に「平成5年4月1日」、「被保険者でなくなった日又は被保険者の種別等の変更があった日」欄の1段目の上部余白に「平成6年4月4日」と手書きにより追加記載されていることとも符合する。このため、前述の申立人の加入手続時における資格取得日を基準とすると、申立期間当時、申立人は、国民年金に未加入となり、申立期間の納付書が作成・送付されなかったものとみられる上、申立期間に係る被保険者資格得喪記録が追加された時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から7年3月までの期間及び9年1月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年11月から7年3月まで
② 平成9年1月から同年5月まで

私は、国民年金の加入手続を行ったが、平成6年11月に結婚するまでは国民年金保険料を納付していなかった。その後、転職や引っ越しを繰り返したので、加入手続を行ったか覚えていない。納付書もその都度きちんと届いていたのか記憶に無い。納付書が届いていたのであれば、結婚後は、国民年金に加入していた夫と一緒に保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金の加入手続を行ったか覚えていないが、納付書が届いていたのであれば、結婚後は、国民年金に加入していた夫と一緒に保険料を納付していたはずであるとしているところ、申立人は、加入手続場所、加入手続時期、保険料の納付場所、納付金額及び納付時期は覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人は、平成4年12月頃にA市B区で国民年金の加入手続を行い、この加入手続の際に、資格取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年3月21日とする事務処理が行われたものとみられる。その後、申立人が同年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、同年10月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、申立人が同年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことにより、同年11月1日に国民年金被保険者資格を取

得した資格記録が同年12月22日に追加処理が行われた後、申立人が5年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、同年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失したとされている。この国民年金被保険者資格喪失後、再び国民年金被保険者資格を取得したのは12年1月21日とされていることがオンライン記録で確認できることから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられ、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、A市の申立人の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料検認状況一覧票を見ても、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの期間、51年10月から55年9月までの期間、56年1月から同年3月までの期間、57年4月から59年3月までの期間、60年4月から同年6月までの期間、同年10月から61年6月までの期間、同年10月から62年3月までの期間及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から46年3月まで
② 昭和51年10月から55年9月まで
③ 昭和56年1月から同年3月まで
④ 昭和57年4月から59年3月まで
⑤ 昭和60年4月から同年6月まで
⑥ 昭和60年10月から61年6月まで
⑦ 昭和61年10月から62年3月まで
⑧ 昭和62年8月

申立期間①については、住み込みで働いていた店の事業主から、「開業等資金の積立金、生命保険料及び国民年金の加入手続を行い、保険料等は、給料から天引きして払っている。」と私が20歳の頃に聞いたことがあるので国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

また、昭和46年4月から夫婦でA市B区に転居後、私が夫婦の国民年金の加入手続を行った以降の申立期間②から⑧までについては、妻が夫婦の保険料を集金人や納付書で納付し、口座振替手続後は、私の口座名義の預金通帳から夫婦二人分を口座振替で行い、口座振替ができなかった時は、遡って妻が夫婦の保険料を納付していたので、妻の納付記録と一緒に納付するはずだ。申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付

に直接関与しておらず、住み込みで働いていた店の事業主が、私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料は給料から天引きして納めてくれていたところ、これを行ったとする事業主は、既に死亡していることから、申立人の申立期間①に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出控によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年5月4日にA市B区に払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って36年4月1日（国民年金制度発足時）とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の国民年金被保険者名簿の記載内容とも符合する。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられることから、事業主が申立人の保険料を納付することはできなかった上、この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間①のうち同年4月から44年3月までの期間の保険料は時効により納付することができず、同年4月から46年3月までの期間の保険料については過年度納付することは可能であったものの、申立人が当該期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間②から⑧までの保険料については、前述の国民年金加入手続後、妻が申立人の分と一緒に集金人（国民年金推進員）及び納付書で納付を行い、口座振替手続後は、申立人の口座名義から夫婦二人分を口座振替で納付し、口座振替ができなかった時は、遡って妻が夫婦の保険料を納付していたとしているところ、申立人の申立期間②から⑧までの保険料を納付したとする妻は、納付時期及び納付金額は覚えていないとしていることから、妻の申立人に係る申立期間②から⑧までの保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

加えて、申立人は、申立期間②から⑧までの保険料は妻と一緒に納付したとしていることから、妻の納付記録を見ると、i) 申立期間②、③、④（昭和58年10月から59年3月までの期間を除く。）、⑥（60年10月から同年12月までの期間を除く。）及び⑦については、妻も未納とされていること、ii) 申立期間④のうち58年10月から59年3月までの期間、⑤、⑥のうち60年10月から同年12月までの期間及び⑧については、妻は納付済みとされているものの、妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、A市の申立人の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「2.11まで 142ヶ月納付」と記載されていることから、申立人が国民年金に加入して保険料を平成2年11月までに納付した合計月数は142か月とみられる。このことは、オンライン記録の同年11月までに納付した合計月数と一致している。

その上、申立期間は、8期間で合計214か月と長期間である上、これだけの

長期間の事務処理を行政が続けて誤るとは考え難い上、オンライン記録及びA市が保管する申立人の国民年金納付記録共に申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から46年3月までの期間、51年10月から58年9月までの期間、60年7月から同年9月までの期間、61年1月から同年6月までの期間及び同年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から46年3月まで
② 昭和51年10月から58年9月まで
③ 昭和60年7月から同年9月まで
④ 昭和61年1月から同年6月まで
⑤ 昭和61年10月から62年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、納付時期や納付金額は覚えていないが、昭和46年4月から夫婦でA市B区に転居後、夫が夫婦の国民年金の加入手続を行った。私が夫婦の保険料を集金人や納付書で納付し、口座振替手続後は、夫の口座名義の預金通帳から夫婦二人分を口座振替で行い、口座振替ができなかった時は、遡って私が夫婦の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続に直接関与しておらず、これを行ったとする夫は、昭和46年4月から夫婦でA市B区に転居後、同区で加入手続を行ったとしており、申立期間①から⑤までの保険料は、申立人が夫の分と一緒に集金人（国民年金推進員）及び納付書で納付を行い、口座振替手続後は、夫の口座名義の預金通帳から夫婦二人分を口座振替で行い、口座振替ができなかった時は、遡って申立人が夫婦の保険料を納付していたとしているところ、申立人は、申立期間①から⑤までの保険料の納付時期及び納付金額は覚えていないことから、申立人の申立期間①から⑤までに係る保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出控によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年5月4日にA市B区に払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って45年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の国民年金被保険者名簿の記載内容とも符合する。このため、申立人は、申立期間①当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間①の保険料については過年度納付することは可能であったものの、申立人が当該期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間②から⑤までの保険料は夫の分と一緒に納付していたとしていることから、夫の納付記録を見ると、i) 申立期間②（昭和55年10月から同年12月までの期間及び56年4月から57年3月までの期間を除く。）、④及び⑤については、夫も未納とされていること、ii) 申立期間②のうち55年10月から同年12月までの期間、56年4月から57年3月までの期間及び③については、夫は納付済みとされているものの、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、A市の申立人の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「2.11まで 137ヶ月納付」と記載されていることから、申立人が国民年金に加入して保険料を平成2年11月までに納付した合計月数は137か月とみられる。このことは、オンライン記録の同年11月までに納付した合計月数と一致している。

加えて、申立期間は、5期間で合計114か月と長期間である上、これだけの長期間の事務処理を行政が続けて誤るとは考え難い上、オンライン記録及びA市が保管する申立人の国民年金納付記録共に申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬は無く、不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月25日から43年4月1日まで
② 昭和43年6月1日から45年6月1日まで

私は、結婚前に勤務した事業所に係る脱退手当金を受給したことは間違いないが、結婚後の申立期間に係る事業所の脱退手当金を請求した記憶も無いし、受給もしていない。しかし、日本年金機構から届いたはがきには、申立期間に係る事業所についても脱退手当金を受給したことになっているため納得できない。調査の上、申立期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、社会保険事務所（当時）は、裁定請求書を申立期間後の昭和45年6月12日に受理し、同年12月4日に支給決定されていることが確認できるところ、当該裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認できる上、申立期間に係る事業所及び申立人が脱退手当金を受給したとする事業所の名称が記載されており、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の申立期間の最終事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金支給決定伺に記載されている支給額は、申立人が受給を認めている期間及び申立期間を合算した被保険者期間を計算の基礎として算定され、当該支給額は法定支給額と一致しており、事務処理に不自然さはない。

このほか、申立期間については、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月25日から50年8月1日まで
申立期間において、A事業所で調理師として勤務した。一緒に働いていた同僚の名前も覚えている。
給与明細書等保険料控除を確認できる資料は持っていないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の複数の同僚の証言から判断して、期間は特定できないものの、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所は、平成2年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、A事業所は、平成11年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、商業登記簿謄本によると、同社は、16年4月*日に解散し、同年7月*日に清算終了している上、申立期間当時の事業主は、「当時の社会保険関係の資料が無いので、何も分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げたA事業所の同僚は、「申立期間当時、A事業所は、厚生年金保険に加入しておらず、給与から保険料を控除されなかったため、その分手取り額は多かった。しかし、自分で国民年金及び国民健康保険に加入しなければならなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5831（事案2115の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年3月30日まで

私は、昭和21年4月から22年3月30日までA社で勤務していたが、同社での厚生年金保険被保険者記録が無いため、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい旨の年金記録確認に係る申立てをしたところ、平成21年12月24日付けで、申立期間については年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、その後、申立期間に撮った集合写真が見付かり、私が当時A社で勤務していたことが証明できると思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社B工場で申立期間の厚生年金保険被保険者記録がある職長及び同僚(工場長の子)の証言等により、申立人が同社同工場において勤務していたことは認められるものの、申立人及び同僚が証言した当時の同社同工場における従業員数(30人程度)と健康保険厚生年金保険被保険者名簿の厚生年金保険被保険者数(11人)が大きく異なることから、申立期間当時の同社同工場では、必ずしも従業員全員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがわれ、申立人が一緒に仕事をしたとする課長職の同僚にも、同社同工場の被保険者記録が確認できないなどの理由から、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、昭和21年4月にA社B工場の近くの神社において

撮影されたとする従業員の集合写真1枚（写っている人物は40人）を提出し、再度申立てを行ったものである。

しかし、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で連絡先が判明した申立期間当時の従業員全員（38人）に当該写真を送付し、人物確認を行ったが、写真の人物のうち特定できたのは、工場長とその子の2人のみであり、当該写真の撮影された時期等について確認できない。

また、当該従業員全員に照会しても、申立期間に係る申立人の勤務実態等を裏付ける証言を得ることができないことから、当該写真のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月から31年4月まで

私は、申立期間当時、A事業所若しくはB事業所、又はA事業所及びB事業所で土木建設工事に従事した。建設工事の現場ではケーブルカーの墜落事故があり、その後片付けもした記憶がある。当時は身寄りも無く、常に健康保険のあるところで職を探したので厚生年金保険の記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、勤務していた建設現場でケーブルカーの墜落事故があり、その片付けをした覚えがある。」と述べているところ、当時の新聞記事により、当該墜落事故の発生が確認できることから、申立人が申立てに係る建設工事の現場において働いていたことはうかがえる。

しかし、A事業所及びB事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない上、当該両事業所の所在地を管轄する法務局にも、当該両事業所が法人登記された記録は確認できない。

また、当該工事の建設請負をしていた会社は、A事業所又はB事業所に類似する社名のC社であったところ、同社は、「申立人についての人事記録は見当たらない。また、当時、現場作業員の失業保険及び健康保険については、日雇いの制度で加入していたようだが、厚生年金保険については、日雇いでは加入できないので記録が無い。」と回答しており、申立人に係る当時の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人は、当時の事業主及び同僚の名前を具体的に述べていないことから、申立内容を裏付ける証言等を得ることもできない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5833

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月頃から37年3月頃まで

私は、昭和35年4月頃から37年3月頃までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「当時の資料は残っておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除は、不明。」と回答している。

また、申立人は、申立期間当時の上司及び同僚の名前を覚えておらず、A社において申立期間に厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、いずれも申立人を覚えていない旨証言していることから、申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、申立期間当時、夫の被扶養者であったことが確認できる。

加えて、A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5834

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月1日から41年1月1日まで
② 昭和43年4月25日から46年4月1日まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務していたが、いずれも厚生年金保険の被保険者記録が無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、A社の商業登記簿は保存が無く、申立人は、同社の事業主及び同僚の氏名や勤務内容などについて記憶が曖昧であることから、申立てに係る周辺事情を調査できない。

申立期間②について、B社は、昭和63年11月15日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間に適用事業所であったことが確認できない。

また、B社の事業主は、「当社は、昭和58年10月*日創業である。古い資料も無く申立人のことは不明。」と回答している。

さらに、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録によると、申立人は、申立期間を含む、昭和44年8月4日から同年9月27日までの期間及び45年1月12日から46年5月1日までの期間について、夫の被扶養者であったことが確認できる。

加えて、申立人は、B社の事業主及び同僚の氏名や勤務内容などについて記憶が曖昧であることから、申立てに係る周辺事情を調査できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5835

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月から同年4月まで

私は、A社で昭和23年1月から同年4月まで勤務していた。しかし、その間の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の業務内容及び複数の取締役の氏名が、同社の商業登記簿に記載されている内容と一致していることから判断して、時期は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所名簿によれば、A社が、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社は既に解散しており、申立期間当時の事業主及び役員は、いずれも死亡又は所在が明らかでない上、申立人は、同社の同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年11月1日から42年4月1日まで
② 昭和42年4月1日から44年4月1日まで

育児のためA社B支店を退職したが、脱退手当金を受け取った記憶は無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立期間の事業所名及びその所在地が記載されているほか、同裁定請求書及び同支給決定向によれば、同裁定請求書は昭和44年8月29日にC社会保険事務所（当時）において受け付けられ、同年11月11日に支払われたこと（オンライン記録の支給決定日と一致）が確認できること、同裁定請求書に記載された申立人の住所及びアパート名は、申立人が当時住んでいたとする住所及びアパート名と一致していることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金裁定請求書受付日から約2か月半後の昭和44年11月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5837

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月6日から41年5月21日まで

私は、A社において脱退手当金を支給されたことになっているが、脱退手当金をもらった記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和41年9月2日に支給されているほか、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月19日から42年8月1日まで

私は、子育てのため、昭和42年7月にA社を退職したが、同社での被保険者期間は、同年10月20日に脱退手当金として支給されたと記録されている。脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立期間当時の申立人の住所が記載され、昭和42年9月5日にA社を管轄する社会保険事務所（当時）へ提出されており、当該社会保険事務所では、脱退手当金支給決定旨を作成して決裁を得るなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年10月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年10月2日から32年7月9日まで
② 昭和32年11月27日から39年8月1日まで

日本年金機構から、「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらい、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を支給されたことになっていることを知った。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者として、年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5840

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月1日から28年11月4日まで

私は、3人目の子供を出産し、主婦業に専念するためA社を退職した。日本年金機構からの確認はがきを受け取って、昭和32年5月に脱退手当金を受給していることを知った。脱退手当金は受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、昭和32年5月18日に支給決定されているが、当時は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ、年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、39年10月まで国民年金の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金の支給金額は、昭和29年4月30日以前（昭和29年改正前）に資格喪失した事業所の脱退手当金に適用される女子特別附加脱退手当金の計算式に基づいた金額と一致しており、厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金を支給したことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月1日から44年9月22日まで

日本年金機構から届いた確認はがきを見て、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者記録について、脱退手当金を受給したことになっているのを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の住所が記載され、昭和44年10月2日に申立人の住所を管轄する社会保険事務所（当時）に提出されており、当該社会保険事務所では、脱退手当金支給決定伺を作成して決裁を得るなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人は、「当時、申立期間に係る事業所の社会保険事務担当者であった夫から、会社が保険料を滞納しており、脱退手当金を保険料に充てたという話を聞いたことがある。」と証言しているところ、申立人の委任に基づき、申立人の夫が申立人の脱退手当金を受領したことが、委任状及び領収書により確認できる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和44年10月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月29日から39年9月27日まで
② 昭和40年1月6日から42年1月21日まで

私は、A社を退職した後に脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、脱退手当金裁定請求書によると、社会保険事務所（当時）は、申立てに係る事業所の資格を喪失した約1か月後の昭和42年2月13日に当該裁定請求書を受理し、同年4月27日に支給決定、同日に支払を行ったことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5843

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月9日から同年6月5日まで
② 昭和29年8月1日から35年4月16日まで

私は、平成9年の年金裁定の時に、脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年4月の前後2年以内に資格喪失した受給資格者7人(申立人を含む。)の脱退手当金の支給記録を調査したところ、4人(申立人を含む。)に支給記録が確認でき、その全員について資格喪失日から約4か月以内に支給決定がなされている上、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月後の昭和35年8月1日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5844

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月1日から43年4月25日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、脱退手当金裁定請求書によると、社会保険事務所（当時）は、申立てに係る事業所の資格を喪失した約2か月後の昭和43年6月4日に当該裁定請求書を受理し、同年7月19日に支給決定、同日に支払を行ったことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月1日から39年2月1日まで
② 昭和39年2月2日から40年9月26日まで

私は、日本年金機構から送付されたはがきで、脱退手当金を受け取っているとされているが、脱退手当金の手続をした記憶も無く、受給した記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、社会保険事務所（当時）は、裁定請求書を昭和40年10月14日に受理し、41年3月3日に支給決定されていることが確認できるところ、当該裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認できる上、申立期間に係る事業所名及びその所在地が記載されており、申立人の住所は、当時の住民票の住所と一致していることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金裁定請求書の受付日から約5か月後の昭和41年3月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5846

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月9日から31年8月30日まで

私は、平成22年9月に脱退手当金を受け取ったか否かの確認通知書をもって、申立期間に係る記録が脱退手当金を受給したことになっていることを知った。私は、脱退手当金を請求したことも、受け取った覚えも無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことが記されているとともに、申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和31年9月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、昭和45年11月まで厚生年金保険被保険者資格を取得していない申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。